

入 札 心 得

(入札の実施等)

- (1) 入札参加者は、仕様及び条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書及び委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印しなければならない。
- (3) 委任状には、法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札を行う前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札書は、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (8) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。
- (10) 入札の際に提出された書類は、返却しない。

(入札の無効)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を使用して記載された入札
- (11) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度(3回目の場合は、初度及び2回目)の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) 明らかに談合と認められる入札
- (14) 仕様を満たさない機種で行われた入札
- (15) 入札書において、賃貸借料金と保守料金の合計額が入札金額と異なる入札及び複写枚数と単価をかけた金額の合計額が保守料金と異なる入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定等)

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は、その他の者を落札者とすることができる。
- (2) 落札となるべき同額の入札を行った者が2人以上いる場合は、直ちに、当該入札を行った者にくじ引かせて落札者を決定する。
- (3) くじ引きにより落札者を決定する場合は、落札となるべき同額の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することができない。この場合において、当該入札を行った者にくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

(入札の取りやめ)

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 辞退により、入札の執行前に入札しようとする者が1人となったとき、又は無効により、有効の入札者が1人のときは、当該入札を取りやめることがある。

(入札の辞退)

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意点)

- (1) 入札の参加者は、1事業者当たり1人とする。
- (2) 入札の参加者は、必ずマスクを持参し、着用すること。
- (3) 入札の参加者は、会場への入室前に体温測定を受けること。
- (4) 会場への入室前の体温測定の結果37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができない。
- (5) 入札参加予定者が体調不良の場合(発熱、悪寒等がある場合)は、代理の者に交代して入札に臨むこと。